令和 5 (2023) 年度

「教育委員会の点検・評価」報告書 (令和4(2022)年度対象)

令和5(2023)年9月

栃木県教育委員会

はじめに

現在、技術革新やグローバルが急速に進み、社会の大きな変革期にあります。また、気候変動などの影響もあり、未来を 正確に予想することは一層難しくなっています。県教育委員会では、このような状況や課題を的確に捉えた上で、とちぎの 子どもたちが明日に希望をもって、たくましく生き抜く力を培えるよう令和3年2月に「栃木県教育振興基本計画2025」を 策定し、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間における本県教育行政の基本方針を示しました。

本報告書は、効果的な教育行政を一層推進するとともに県民への説明責任を果たす趣旨から、本ビジョンの2年目に当たる令和4(2022)年度における県教育委員会の事業の執行状況等について自ら点検及び評価を行い、それをまとめたものです。この点検・評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に「教育委員会は、毎年、その権限

に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」とあり、この規定に基づいて本報告書を作成し、公表するものです。さらに、同条第2項の「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」という規定に基づき、点検・評価の客観性を確保するため有識者による検討会議を設置して、委員の皆様から様々な御意見をいただきながら点検・評価を行いました。

県教育委員会としては、この点検・評価を十分に踏まえ、「栃木県教育振興基本計画 2025」の基本理念である「とちぎに 愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」の実現に向けて教育 施策の着実な推進に努めて参りたいと考えております。

今後とも、県民の皆様には、この基本理念の実現と栃木県の教育・文化・スポーツの充実・発展のために、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5(2023)年9月 栃木県教育委員会

目 次

Ι	本県における「教	教育委員会の点検・	・評価」につ	いて・	• • •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	• •	• 1
	「栃木県教育技	辰興基本計画 2025	の施策体系	• •						•		•	• ,		• 2
	令和 4 (2022) 年	手度の主な取組・・								•		•	•		• 4
П	教育に関する事務	务の執行状況の点 板	食及び評価												
	基本目標I	学びの場における	る安全を確保	:する・				• •		•	• •	•	•		• 10
	基本目標Ⅱ	一人一人を大切に	こし、可能性	を伸ばる	ナ・・	• •				•		•	•		• 12
	基本目標Ⅲ	未来を切り拓く力	力の基礎を育	む・・		• •				•		•	•		• 15
	基本目標IV	自分の未来を創る	る力を育む・			• •				•		•	•		• 20
	基本目標V	豊かな学びを通し	て夢や志を	育む・		• •				•		•	•		• 23
	基本目標VI	教育の基盤を整え	こる・・・・			• •				•		•	•		• 27
Ш	教育委員会の活動	動状況について・								•		•			• 33

I 本県における「教育委員会の点検・評価」について

1 目 的

栃木県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行いその結果を公表することにより、本県における教育行政の適切かつ効果的な執行等を一層推進するとともに、県民への説明責任を果たすことを目的とする。

2 対 象

「栃木県教育振興基本計画 2025」(以下「ビジョン」という。)の施策体系(2ページ参照)の6つの基本目標ごとに、令和4(2022)年度の主な事業の執行状況、推進指標の進捗状況及び教育委員会の活動状況について点検・評価を実施する。

3 報告書の構成

点検・評価の結果をまとめた本報告書は、以下の内容で構成した。

- ・施策の方向:ビジョンの6つの基本目標にそれぞれ関連の深い20の基本施策について、施策の方向を掲載
- ・推進指標:ビジョンに示した 23 の推進指標 (令和 2 (2020)年度の数値を基準値とする) を掲載(令和 2 (2020)年度の数値がない場合は、令和元(2019)年度の数値を基準値としている。)
- ・取組状況と成果及び今後の対応方向: 令和4(2022)年度の主な事業についての取組状況と成果及び今後の対応方法の概要を掲載
- ・検討会議委員からの主な意見:第三者から構成される検討会議の委員からいただいた御意見のうち、主なものを掲載

4 検討会議の設置

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を 図るものとする」に基づき、以下の構成員による検討会議を設置する。

(50 音順)

		(00 1767)
選出分野	氏 名	所 属 等
高等学校又は特別支援学校の校長経験者	大森 亮一 氏	元学悠館高等学校長
大学等の専門的な識見を有する者	加藤 謙一 氏	宇都宮大学共同教育学部長
小学校又は中学校の校長経験者	初谷 憲一 氏	元宇都宮市立一条中学校長
生涯学習分野の知識を有する者	湯澤 美佐江 氏	日光市社会教育指導員
小学生、中学生又は高校生の保護者	若林 弥加 氏	栃木県高等学校PTA連合会

5 議会への提出及び公表

県議会に報告書を提出(令和5(2023)年9月)するとともに、教育委員会のホームページ「栃木県教育委員会 とちぎの教育」 に掲載し、公表する。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/kyouiku/kyouikugyousei/kyouikuiinkai/index.html



「栃木県教育振興基本計画 2025」の施策体系

基本理念	基本目標	基本施策・主な取組
心豊かでとちぎに	I 学びの場にお ける安全を確保 する	
が たくま	Ⅱ 一人一人を大 切にし、可能性 を伸ばす	2 人権尊重の精神を育む教育の充実 (1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備 (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上 (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実
しとりいのを		3 特別支援教育の充実 (1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上 (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築
をきち 育る		4 多文化共生に向けた教育の推進(2) 日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援の充実
・ 未来を描き	Ⅲ 未来を切り拓 く力の基礎を育 む	5 確かな学びを育む教育の充実 (1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実 (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成 (3) 確かな学力の育成
		6 豊かな心を育む教育の充実 (1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実 (2) 子どもの読書活動の推進
		7 健やかな体を育む教育の充実 (1) 体育活動の充実 (2) 学校保健、食育・学校給食の充実
	Ⅳ 自分の未来を 創る力を育む	8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実 (1) 学業指導の充実 (2) 教育相談・支援体制の充実 (3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応
		9 社会に参画する力を育む教育の充実 (1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実 (2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進
		10 キャリア教育・職業教育の充実 (1) キャリア教育の充実 (2) 職業教育の充実
	V 豊かな学びを 通して夢や志を 育む	11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実 (3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実

	12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実 (1) 高度な学びの機会の充実 (3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養
	13 県民一人一人の生涯学習への支援
	14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進
VI 教育の基盤を 整える	15 学校教育の情報化の推進 (1) 教員のICT活用指導力の向上 (2) 情報モラル教育の充実 (3) ICT環境の充実
	16 教員の資質・能力の向上 (1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進 (2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実
	17 学校運営体制の充実
	18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
	19 魅力ある県立高校づくりの推進
	20 学校施設・設備の整備 (1) 県立学校施設・設備の整備 (2) 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進

令和4(2022) 年度の主な取組

基本目標	基本施策	<u></u> 主な取組内容
安全を確保する 学びの場における	基本施策 1 学校安全の徹底・ 充実	(1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上 ・安全管理・危機管理研修会の開催 ・危機管理に関する校内研修の実施 ・運動部活動指導者研修会の開催 ・変全な登山に向けた指導者のための研修会の開催等 (2) 校内の体制整備の強化 ・危機管理体制や安全確保の対策等の確認に関する指導主事訪問 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 (3) 安全教育の充実 ・安全教育指導者研修会の開催 ・学校安全総合支援事業
Ⅱ 一人一人を大切にし、	基本施策 2 人権尊重の精神を 育む教育の充実	(1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備 ・課題と目標の共有を図るための各種会議の開催 (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上 ・人権教育指導者等の養成及び資質・能力の向上を図るための各種研修会の開催 ・支援訪問の実施 ・指導資料の活用 「性の多様性について理解を促進するための指導の充実に向けた教職員向け資料を作成・活用する。〕 (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実 ・副教材等の作成及び活用の推進 「性の多様性について理解を促進するための生徒向け資料を作成・活用する。〕 ・研究学校及び総合推進地域の指定 ・地域や家庭への啓発
可能性を伸ばす	基本施策3 特別支援教育の 充実	(1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上 ・校内支援体制の強化に向けた研修会の開催 ・発達障害専門家チーム等の学校派遣 (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築 ・本人・保護者の参画による個別の教育支援計画の作成・活用の推進 ・各学校段階等の移行期における支援情報の引継ぎの推進
	基本施策 4 多文化共生に向け た教育の推進	(1) 国際教育の推進 ・英語教育の充実 ・高等学校ALT活用事業 (2) 日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援の充実 ・外国人児童生徒教育拠点校事業 ・帰国・外国人児童生徒教育研究協議会の開催

基本目標	基本施策	主 な 取 組 内 容
■ 未来を切り拓く力の基礎を育む	基本施策 5 確かな学びを育む 教育の充実	(1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実 ・幼小接続期のカリキュラムの充実 ・幼児期にふさわしい教育・保育の充実 (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成 ・新教育課程定着・促進支援事業 ・情報教育の充実 ・創意ある教育課程の編成と実施 ・指導方法・内容の改善充実 (3) 確かな学力の育成 ・創意ある教育課程の編成と実施 ・学校における教育指導等の改善・充実を図る取組を推進 ・家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を推進 ・とちぎ学力向上推進事業 (とちぎっ子学力アッププロジェクト) ・学力向上に向けた指導体制モデル事業 ・STEAM教育推進事業 「教科等横断的な学びを通した新しい価値を提供できる人材の育成を図る。〕
4.	基本施策 6 豊かな心を育む 教育の充実	 (1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実 ・ 道徳教育総合支援事業 (2) 子どもの読書活動の推進 ・ 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進 ・ 家読(うちどく)の推進 ・ 高校生読書活動の推進
	基本施策 7 健やかな体を育む 教育の充実	(1) 体育活動の充実 ・教科体育の充実 ・体力向上事業 ・幼児期からの運動習慣形成プロジェクト事業 「保育者や親子を対象とした研修や教室を行うとともに幼児が多様な運動遊びを経験できる機会を提供する。」 ・とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクト事業 ・運動部活動指導者研修会の開催 ・市町立中学校部活動指導員配置事業 ・県立学校部活動指導員配置事業 ・運動部活動補助員派遣事業 ・運動部活動補助員派遣事業 ・運動部活動補助員派遣事業 ・健康教育の指導の充実 ・健康教育の指導の充実 ・健康教育の指導の充実 ・健康教育が策及び研究事業 ・性に関する指導の推進 ・食育推進事業 ・発養教諭等の研修の充実

基本目標	基本施策	主 な 取 組 内 容
Ⅳ 自分の未来を創る力を育む	基本施策 8 自己指導能力を育 む児童・生徒指導 の充実	(1) 学業指導の充実 ・児童・生徒指導推進委員会の開催 ・児童・生徒指導推進研修会の開催 ・問題行動等未然防止プログラム事業 (2) 教育相談・支援体制の充実 ・スクールサポート推進事業 ・スクールサポート推進事業 ・SNSを活用した相談事業 ・「いじめ相談さわやかテレホン」の実施 ・教育相談事業(来所相談) (3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応 ・ネットパトロール事業 ・ハクールロイヤー活用事業 ・ハクールロイヤー活用事業 ・ハクールロイヤー活用事業 ・ハクールロイヤー活用事業
ਹੈ ਹ	基本施策 9 社会に参画する力 を育む教育の充実	(1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実 ・公共的な事柄に関わる学習の推進 ・専門家や関係機関と連携した学習の推進 ・消費者教育の充実 ・共生社会の実現を目指した体験的な学習の推進 ・福祉教育の充実 (2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進 ・SDGsの達成に向けたESDの観点からの学習の推進 ・学校と地域の連携による地域課題を探究する学習の推進 ・環境教育・エネルギー教育の充実 ・未来を創る高校生地域連携・協働推進事業 ・高校生未来の職業人育成事業
	基本施策10 キャリア教育・職 業教育の充実	(1) キャリア教育の充実 ・キャリア形成支援事業 ・とちぎの高校生「じぶん未来学」の推進 (2) 職業教育の充実 ・高校生未来の職業人育成事業 ・個に応じた実践的な職業教育の充実 ・福祉・労働等の関係機関と連携したきめ細かな就労支援の推進

基本		
基本 目標	基本施策	主な取組内容
V 豊かな学びを通し	基本施策11 ふるさとの自然・ 歴史・伝統・文化 等を学ぶ機会の 充実	(1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実 ・「とちぎふるさと学習」の推進 ・学校と地域が連携・協働した多様な教育活動の推進 (2) 伝統や文化に関する教育の充実 ・郷土や我が国の伝統や文化及び他国の文化の理解と尊重 ・専門家や関係機関との連携による学習の充実 ・芸術文化の鑑賞や体験活動等による伝統や文化に触れる機会の充実 ・文書館資料の充実と普及 (3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実
通して夢		・文化財の調査及び適切な保存の推進 ・いにしえのとちぎ発見どき土器わく湧くプロジェクト事業 ・とちぎ"いにしえの回廊"づくり事業 ・日光杉並木街道保護事業
て夢や志を育む	基本施策12 より高度な世界・ 広い世界に触れる 機会の充実	(1) 高度な学びの機会の充実 ・大学院研修教員派遣及び内地留学生派遣 ・とちぎ子どもの未来創造大学事業の充実 (2) 産学官連携による産業教育の充実 ・キャリア形成支援事業 ・産業教育担当教員の現場実習派遣 (3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養 ・長期・短期留学支援 ・高等学校ALT活用事業
	基本施策13 県民一人一人の生 涯学習への支援	(1) 生涯学習推進の基盤づくり ・県民の生涯学習活動を促進する生涯学習推進体制の充実 ・公民館や青少年教育施設等、社会教育施設の機能充実 ・社会教育主事有資格者の養成及び資質向上 ・新青少年教育施設整備運営事業の推進 ・とちぎ県民カレッジの充実 ・とちぎ県民カレッジの充実 ・とちぎ子どもの未来創造大学事業の充実 ・とちぎ子どもの未来創造大学事業の充実 ・3) 学びを生かした地域づくりの促進 ・地域コーディネーターの養成及び資質向上 ・地域課題解決のための学習機会の充実 ・生涯学習情報提供システム「とちぎレインボーネット」の充実
	基本施策14 いちご一会とちぎ 国体・とちぎ大会 を契機としたスポ ーツの推進	(1) 本県選手の競技力の向上 ・有望選手・チームの合宿等に対する助成 ・スポーツ専門員の配置拡充 (2) 大会の開催によるレガシー(遺産)の継承 ・大規模大会や国際大会の招致〔とちぎスポーツの活用による地域活性化推進戦略(仮称)を策定する。〕 ・とちぎスポーツフェスタの開催支援 ・地域スポーツ連携・協働支援事業〔いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機とした地域スポーツの活性化を図る。〕

基本目標	基本施策	主 な 取 組 内 容
教育の	基本施策15 学校教育の情報化 の推進	(1) 教員のICT活用指導力の向上 ・情報教育の充実 ・プログラミング教育応援チーム派遣事業 (2) 情報モラル教育の充実 (3) ICT環境の充実
基		・GIGAスクール運営支援センター整備事業・授業目的公衆送信補償金制度活用事業
基盤を整える	基本施策16 教員の資質・能力 の向上	(1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進 ・教職員の人材確保 ・とちぎの教育未来塾の実施 ・2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実 ・教職員研修事業の実施 ・教職員研修事業の実施 ・学力向上に向けた指導体制モデル事業
	基本施策17 学校運営体制の 充実	(1) 学校の指導体制の充実 ・いきいきプロジェクト (少人数学級の充実) ・スマイルプロジェクト (非常勤講師配置の充実) ・かがやきプロジェクト (学力向上実践加配及び学力向上推進リーダーの配置) ・インクルーシブ教育指導員モデル配置事業 ・学校評議員制度、学校運営協議会推進事業 (2) 学校における働き方改革の推進 ・学校における働き方改革マネジメント強化事業 ・勤退管理システムの運用 ・県立学校統合型校務支援システムの整備・運用 ・関立学校統合型校務支援システムの整備・運用 ・調の段階的な地域移行に向けた取組の推進 (3) 教職員の保健管理の充実 ・健康診断、健康の保持増進のための啓発等の実施 ・メンタルヘルス講座、ストレスチェック事業等の実施
	基本施策18 家庭・地域の教育 力の向上、学校と の連携・協働の推 進	(1) 「ふれあい学習」の推進

基本 目標	基本施策	主 な 取 組 内 容
教育の	基本施策19 魅力ある県立高校 づくりの推進	・各学校における特色ある教育活動の推進 ・学校運営協議会の開催 ・「学力向上に向けた指導体制モデル」事業の推進 ・第二期県立高等学校再編計画の推進 ・県立高校の将来構想の検討 「県立高校の現状と課題に関する理解促進及び意見聴取を目的とした高校再編県民フォーラムを開催するなど、」 県立高校の将来構想の策定に向けた広報や情報収集を行い、検討を進める。
基盤を整える	基本施策20 学校施設・設備の 整備	(1)県立学校施設・設備の整備 ・県立学校施設長寿命化推進事業 ・県立学校校舎等の維持管理 ・県立学校空調設備整備事業 ・産業教育設備の整備 (2)公立小・中・義務教育学校施設の整備促進

教育に関する事務の執行状況の点検及び評価

基本日標 I 学びの場における安全を確保する

基本施策1 学校安全の徹底・充実

教育活動の安全が確保されるためには、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、各活動の計画・実施に際してチェック機能が確実に働くと ともに、各教員が最新の科学的知見や各種ガイドラインに基づく安全に関する知識を有し、その場の状況に応じた適切な判断ができることが重要です。さら に、自然災害や交通事故・犯罪等から児童生徒等が自ら身を守るためには、安全な生活を実現するために必要な知識や主体的に行動する態度を身に付けるこ とが大切です。

そこで、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件や事 故、災害等が発生した場合に、適切な対応ができるよう、教員の学校安全に関する資質・能力の向上や校内の体制整備の強化に取り組み、学校の教育活動にお ける安全管理の徹底を図っていきます。

また、安全教育の充実を図り、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成していきます。

推進指標	学校管理下における負傷を伴う事故等の発生率(国公私合計)							
	〔災害共済給付状況(独立行政法人日本スポーツ振興センター)〕							
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値	
	(2019)	(2020)	(2021)					
	4.01%	3.54%	3. 33%				2019年における全国最上位の水準(3.46%)を目指す	

① 教員の	学校安全に関する資質・能力の向上
○取組状況	○ 安全管理・危機管理研修会を開催し、参加した県立学校教員(157名参加)が、気象災害等の対策のほか、「第3次学校安全の推進に関す
と成果	る計画」について学び、学校安全に関する基本的な考え方を身に付けた。
	○ 運動部活動リスクマネジメント研修会において、事故の事例を通して安全確保や事故防止について理解を深めることで、危機意識の向上と
	ともに安全管理などの資質・能力の向上を図った。
◇今後の	◇ 令和 5 (2023)年度の安全管理・危機管理研修会については、安全管理の核となる管理職等が学校を離れることなく参加できるようオンライ
対応方法	ン形式での開催とし、学校安全にかかる教員の資質・能力の向上を図る。
	◇ 引き続き、運動部活動リスクマネジメント研修会を開催し、事故の要因となる危険の早期発見、危険の速やかな除去及び事故発生時の組織
	的対応にかかる教員の資質・能力の向上を図る。

② 校内の体制整備の強化

- と成果
- ○取組状況 | 県立学校34校において実施した指導主事訪問において、学校安全計画や危機管理マニュアル等について指導・助言を実施して、各学校に おける危機管理体制や安全確保の対策等の改善を進めた。
 - 高校生の登山のあり方等に関する検討委員会及び登山計画審査会を開催し、登山アドバイザーの資格基準の見直しや難易度別の登山活動 範囲の設定、登山計画の事前審査等により、登山活動等の改善等を行い、学校教育の一環として行う登山が安全に実施できるよう支援した。
- ◇今後の 対応方法
- ◇ 令和5(2023)年度以降も、引き続き各学校の実態に則した危機管理マニュアルの見直しを進めていく。
- ◇ 安全登山の実現に向けて審査内容や研修事業等の改善等を行うとともに、安全管理体制の充実・強化に向けた検討を行う。

③ 安全教育の充実

- と成果
- ○取組状況 |○ 安全教育指導者研修会に577名(小中学校493名+県立校84名)の教員が参加し、自転車を利用する際に自らの頭部を保護し生命を守る観 点からヘルメット着用を指導することの重要性や生徒主体のリスク管理に関する活動の先進的な取組等を共有し、各学校における安全教育 の充実を図った。
- ◇今後の 対応方法
- ◇ 「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、各学校がより実践的な避難訓練ができるよう研修内容を設定し、各学校の避難訓練に当 該研修内容を活用することにより、安全教育の充実を図っていく。

検討会議委員からの主な意見

- 〇校外において実施される教育活動が安全に実施できるよう、管理職と引率者との連携体制を構築してほしい。
- 〇免許がなくとも電動キックボードに乗ることができるようになった。子どもたちが安全な乗り方を身に付けられるよう、今後の対応につい て検討してほしい。

基本目標 Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

基本施策2 人権尊重の精神を育む教育の充実

人権とは、全ての人々が幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。本県では、一人一人の人権が尊重されるよう、栃木県人権教育基本 方針に基づき人権教育の推進に努めてきました。

しかし、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療従事者や感染者等に対する偏見・差別や誹謗中傷などの事案が発生する など、依然として様々な人権問題が生じている状況にあります。

このような現状を踏まえ、「人権教育推進の手引」等により今後取り組むべき課題や方向性を明らかにし、市町教育委員会や関係機関等と連携しながら人権 教育の一層の充実を図っていきます。

推進指標	「自分にはよい	自分にはよいところがあると思う」と答える児童生徒の割合(小6・中3)〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕									
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値				
	(2019)										
小	83. 1%	79. 2%	81.5%				100%を目指す				
中	78.4%	78.9%	80.9%								

- 1 歩め 1 歩明期の正しい理解を図るための学羽・改祭の女宝

① 人権や人	、権向退の正しい理解を図るに初の字音・啓発の允美
○取組状況	○ 人権教育に関する研究校や研究地域の取組を支援し、その成果の普及に取り組んだ。
と成果	○ 子どもの人権をテーマとしたデジタル学習教材「人権の窓」を作成・配布し、その活用促進を図った。
	○ 中学生・高校生等を対象にした、性の多様性に関する学習資料を作成・配布し、その理解の促進を図った。
◇今後の	◇ 人権教育に関する研究校や研究地域に対して、継続的・計画的な支援及び成果普及の取組を工夫していく。
対応方法	◇ 社会情勢を踏まえたテーマを設定し、発達段階に即したデジタル学習教材「人権の窓」を作成・配布するとともにその活用促進を図
	り、差別解消を図るための資質・能力の育成に取り組む。
	◇ 県教育委員会が作成した各種学習教材の活用等により 自尊咸情の育成も踏まえた人権教育の更たろ推准を図る

基本施策3 特別支援教育の充実

障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、インクルーシブ教育システムの更なる推進が求められています。

本県では、幼児児童生徒が自信を育むとともに、周囲の人々と理解を深め合いながら相互に支え合う関係を構築することが重要であると捉え、校内支援体制を整え、安心感を高める指導・支援の充実に努めています。その中で、障害のある幼児児童生徒については、持っている力を最大限に発揮し、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を更に充実させていくことが必要です。

そこで、様々な障害のある幼児児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、全ての教員の理解促進と実践的な指導力の向上に努めるとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築するなど、特別支援教育の一層の充実を図っていきます。

推進指標 中・義務教育学校において、個別の教育支援計画を作成し、高等学校等へ進学した生徒のうち、引継ぎを実施した割合 〔障害のある幼児児童生徒の支援情報の引継調査〕

CITE OF CONTROL STATE OF THE PARTY											
基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値					
(2019)	(2020)	(2021)									
65.0%	68.9%	74.3%				100%					

① 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築

- ○取組状況 特別支援教育研究会の開催 (6/28 県央、6/30 県南、7/5 県北の3会場)
 - 公立小学校・中学校等の教頭 299 名が参加し、障害のある児童生徒の一貫した支援体制の構築及び児童生徒の障害の状態等に応じた指導 支援の工夫について情報共有することで、各校の校内支援体制の充実につながった。
 - 全ての県立高等学校を対象とした特別支援教育に関する巡回相談の実施(令和3~5年度)

障害のある生徒に対する教員の理解促進と適切な指導・支援の充実を図るため、各学校の支援体制の構築に向けた取組を支援した。

◇今後の
対応方法

と成果

- ◇ 公立中学校等及び高等学校の教頭を対象とした特別支援教育研究会を県央(6/27)、県南(7/13)、県北(7/11)にて開催し、小学校から中学校へと中学校から高等学校への支援情報の引継ぎの必要性を周知していく。
- ◇ 各教育事務所や市町教育委員会、各学校への訪問の機会を活用し、支援情報の引継ぎについての理解促進・啓発活動を充実させる。

基本施策4 多文化共生に向けた教育の推進

在留外国人や外国人児童生徒が増加する中で、これからの社会の在り方として、多様な文化的背景や価値観をもつ人々を尊重し、共生することが求められています。

学校においても、全ての児童生徒が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりが期待されています。

そこで、本県では、様々な教育活動を通して、児童生徒に異文化理解や多文化共生の考え方が根付くよう、取組を充実させていきます。

推進指標	小・中・義務教育	育学校における日	本語指導が必要	な外国人児童生徒	ŧのうち、「特別	の教育課程」に。	よる日本語指導を受けている割合
	〔小・中学校教育	育課程等に係る調	查〕				
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値
	78.1%	87.1%	79.9%				100%

1 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導・支援の充実

	日中// 20 文 6 7 日 7 7 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
○取組状況	○ 帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業
と成果	各自治体が行う、児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語指導と教科指導を統合して指導するなどの取組を支援した。
	児童生徒の学習意欲を高め、進路実現につなげることができるよう、児童生徒に対する計画的な個別の指導の充実を支援した。
	保護者からの相談に対し、支援員が母語で対応することで、学校への理解と協力を得ることができ、家庭との信頼関係を築くことができた。
	(令和4年度補助対象:真岡市、小山市、栃木市、足利市)
◇今後の	◇ 帰国・外国人児童生徒の日本語力向上に向け、帰国・外国人児童生徒教育研究協議会の内容を充実させることにより、県内の日本語指導教員
対応方法	の日本語の指導力向上や指導スキルの共有を図る。

検討会議委員からの主な意見

- ○特別支援教育の充実には、児童生徒に関する情報を校種間で引き継ぎ、支援を継続することが重要である。
- 〇知事部局の関係課や国際交流協会等の関係機関と連携し、日本語を話すことができない外国籍の子どもが高等学校に入学できるよう、対応を工夫してほしい。

基本目標 皿 未来を切り拓く力の基礎を育む

基本施策5 確かな学びを育む教育の充実

学習指導要領(平成29・30年告示)の趣旨を実現し、児童生徒の資質・能力を育成する観点から、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、個 別最適な学びと社会とつながる協働的な学びを実現していく必要があります。

そのため、幼児期においては、諸能力が相互に関連し合い総合的に発達していくこの時期の特徴を踏まえ、幼児の自発的な遊びを通した総合的な指導の中 で、育みたい資質・能力を一体的に育む教育の充実を目指すとともに、小学校段階への円滑な接続を推進します。

小・中・高等学校の各学校段階においては、児童生徒の発達の段階に応じて、ICTを適切に活用しながら、一人一人に応じた適切な指導を行うことや、学 校ならではの協働的な学び合いを大切にし、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。

-						· · · ·								
推進指標	幼小カリキュラム接続事業を実施している市町数													
	〔幼小連携推	〔幼小連携推進状況調査〕												
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値							
	17市町	21市町	23市町				25市町							
推進指標	「全国学力・	学習状況調査	(文部科学省))」の「教科	に関する調査	の各教科(国語、算数・数学、理科、英語)の標準化得点の平均値							
	(理科と英語	は3年に1回	程度実施)											
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値							
	(2019)													
小 6	99. 5	100.0	99. 7											
	(国・算)	(国・算)	(国・算・理)				各教科の標準化得点の平均値が、全国平均(100.0)を上回る							
中 3	99. 7	100.0	99. 7											
	(国・数・英)	(国・数)	(国・数・理)											

① 学びの基礎を培う幼児教育の充実

○取組状況	○ 「とちぎの幼小カリキュラム接続プロジェクト」 合同会議(5/16、2/13) 市町支援派遣(10 件のべ 16 名)
と成果	(対象1年次市町) 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市
	(対象2年次市町) 上三川町、壬生町、下野市、矢板市、さくら市
	各市町の事業推進体制の整備や取組内容の質の向上を図ることができた。
◇今後の	◇ 架け橋プログラムの手引で示しているフェーズ(取組の段階)の意識高揚を図る。
対応方法	◇ 幼稚園や小学校等の教職員を対象とした研修会の開催を通して、「幼小接続推進者」の養成と活用に取り組み、幼小接続の充実に努める。

② 学習の基	基盤となる資質・能力の育成
○取組状況	○ 教育課程研究集会の実施
と成果	全ての教員を対象に、令和3(2021)年度から本研修会を開催し、各学校における教育課程の適切な実施と教員の指導力の向上を図っ
	た。
◇今後の	◇ 教育課程研究集会のまとめ動画の作成・配信
対応方法	教育指導上の留意点などをまとめた動画資料を作成し、教員の指導力向上、各学校における教育課程の適切な実施を推進していく。
③ 確かな学	学力の育成
○取組状況	○ とちぎっ子学力アッププロジェクト
と成果	・4月中旬に「とちぎっ子学習状況調査」を実施し、6月末に調査結果、復習・発展用教材を各学校に送付した。各学校や市町教育委員会に
	おいて、調査結果等を活用した検証改善サイクルの構築・運用が図られた。
	・学力向上コーディネーター派遣事業や学力向上推進リーダー配置事業の実施により、学校や市町教育委員会における学習指導上の課題解
	決に向けた取組を支援し、授業づくり・授業改善の取組の充実が図られた。
	・学力調査結果活用研修会を開催し、調査問題や調査結果を踏まえた学習指導の改善に関する説明や講話を動画配信による研修としたこと
	で、時間を調整して参加したり、繰り返し動画を視聴したりすることができ、教員にとって活用しやすい研修会となり、学習指導の改善
	・充実につながった。
◇今後の	◇ 学校や市町教育委員会における学力向上に向けた取組として、調査結果の分析を学校全体で行うなど組織的に取り組むことや、児童生徒一
対応方法	人一人の実態把握を基にした授業改善をすることができるよう、引き続き推進リーダーを配置したりコーディネーターを派遣したりするなど
	支援をしていく。
	◇ 各種研修会における説明や教師用の指導資料の作成・配布などを通して、学校や市町教育委員会に対して有効な情報を提供していく。

基本施策6 豊かな心を育む教育の充実

子どもたちを取り巻く社会環境が急激に変化し、将来を予測することが困難な時代に、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一 人の人間として他者と共によりよく生きる力が求められています。

これまで本県では、「いきいき栃木っ子3あい運動」や「教え育てる道徳教育」を推進し、子どもたちの豊かな心の醸成に努めてきました。

今後は、こうした取組を生かしながら、道徳教育の要である「特別の教科」道徳」の授業の質の向上を図るとともに、学校における道徳教育の一層の充実を 目指していきます。

また、子どもの読書活動は、幅広い知識や考え方に触れ、自らの思索を深め、豊かな心を育むために欠くことのできないものであり、全ての子どもが主体的 に読書に取り組めるよう支援していきます。

推進指標	1か月に1冊	も本(まんが	・雑誌を除く	3) 〔子どもの読書活動に関する実態調査〕			
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値
	(2019)						
小	7.4%	10.3%	5. 7%				5%以下
中	16.1%	15.5%	20.7%				14%以下
高	49.9%	49.6%	54.0%				40%以下

① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実

- と成果
- ○取組状況 特色ある道徳教育支援事業研究指定校事業・道徳教育応援チーム派遣事業

令和4(2022)年度は、中学校2校を指定して実践し、道徳教育に関わる校内体制づくりや、指導の充実に向けて学校への支援を行い、そ の成果をホームページ等で周知することができた。

- 新任道徳教育推進教師研修会の開催
 - 新任の道徳教育推進教師が自校ですぐに生かせるよう、好事例を取り入れた研修を実施することができた。
- ◇今後の
- ◇ 道徳教育推進教師を中心とした教育活動全体で道徳教育を行う校内体制の構築や、指導方法の工夫改善に向けた支援を行っていく。
- 対応方法 ┃◇ 研究指定校における取組を県のホームページに掲載するともに、掲載内容についても学校が活用しやすいものになるよう工夫していく。

② 子どもの読書活動の推進

- と成果
- ○取組状況 子どもの読書活動関係者等の資質向上を目的としたフォーラムを開催した。(オンライン、参加者 57 名)
 - 読書コンシェルジュ育成研修を実施し、読書活動を推進するための知識や技能を身に付けた高校生 55 名を「読書コンシェルジュ」に任命 した。
 - 県の子どもの読書活動に関する実態調査では、動画の視聴に時間を使う子どもの割合の増加等に伴い、中学生・高校生の不読率が上昇し た。

◇今後の 対応方法

- ◇ SNS 等を活用した周知啓発や、子どもの読書活動関係者等を対象としたフォーラム、読書コンシェルジュ育成研修プログラムを一層充実させる。
- ◇ 高校生の読書への関心を高める事業を開催し、関係者への周知を強化する。(書評合戦「ビブリオバトル」、「伝えよう!本の魅力コンテスト」)
- ◇ 各学校における読書コンシェルジュによる読書活動を支援し、その充実を図る。

基本施策7 健やかな体を育む教育の充実

本県の児童生徒の体力を見ると、新体力テストで全国平均を下回るなど、運動時間の減少や、運動する子としない子の二極化等が懸念されます。そこで、幼少期から様々な運動やスポーツを経験させ、その楽しさを十分に体得させることで運動やスポーツが好きな児童生徒を増やし、生涯にわたって運動に親しむことができるようにしていきます。

また、現在、食生活を含めた生活習慣の乱れ、性の問題行動や薬物乱用、心の健康、さらにはアレルギー疾患や感染症の問題など、子どもたちを取り巻く健康上の課題は多岐にわたっています。そこで、自身の健康に関心をもち、主体的に健康で安全な生活を送ることができるよう、学校保健、食育・学校給食の充実を図ります。

推進指標	新体力テスト体力合計点の本県平均値と全国平均値の差													
	〔全国体力・	〔全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)〕												
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値							
	(2019)													
小 5 男子	▲1.17点	▲0.78点	▲0.53点				小5、中2の男女とも全国平均値を上回る							
女子	▲0.10点	0.32点	0.54点											
中2男子	▲0.37点	0.17点	▲0.35点											
女子	0.35点	0.84点	0.96点											
推進指標	・朝食を「あま	きり食べていない	`」「全く食べ`	ていない」児童	生徒の割合(小	6・中3) 〔全	国学力・学習状況調査(文部科学省)〕							
	・朝食を「全く	(食べない」生徒	走の割合(高3)	〔本県児童生活	徒の体力・運動	能力調査〕								
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値							
	(2019)													
小 6	3.7%	4.8%	4.9%				0%を目指す							
中 3	5.4%	6.3%	6.7%											
高 3	5.3%	5.9%	7.4%											

① 体育活動の充実

- と成果
- ○取組状況 | とちぎっ子体力ジャンプアッププロジェクト事業を実施し、Webサイトの運営や、専門的知識をもった外部指導者の小学校への派遣、 基礎的運動能力の向上に向けた実技教室の開催等の取組を柱として、本県児童生徒の更なる体力向上を図った。
 - 幼児期からの運動習慣形成プロジェクトとして、親子運動遊び教室や指導者研修会の開催、幼稚園等への指導者派遣を実施することで、 子どもたちが運動遊びを経験できる機会を提供し、幼児期からの運動習慣の定着を図った。
- ◇今後の 対応方法
- |◇ 実技教室等において、運動が苦手な子どもが楽しく運動できる内容を充実することで、運動やスポーツに親しみ実践していくための資質・ 能力を育てていく。
- ◇ 引き続き、幼児期からの望ましい運動習慣形成を目指し、子どもの運動遊びの重要性に関する普及・啓発及び運動遊びを経験できる環境の 充実を図っていく。

② 学校保健、食育・学校給食の充実

- と成果
- ○取組状況 専門医等を学校に派遣し、健康課題の解決に向けた講演会等を実施することにより、児童生徒が保健に関する知識を理解し、生涯を通じて健 康を適切に管理し改善していく資質や能力の育成を図った。
 - 学校における食に関する指導を学校全体で取り組むため、栄養教諭等を対象とした研修内容において食に関する指導や学校給食管理等に ついて指導力・実践力の向上に努めた。
- ◇今後の 対応方法
- |◇ 引き続き各種研修会の内容の充実を図り食育を推進するとともに、「食に関する専門家を派遣した食育啓発活動」を実施し、学校単位や 地域単位で食に関する理解を深める機会を提供していく。
- |◇ 推進指標である朝食を欠食する児童生徒の割合が増加している。全国的な傾向ではあるが、本県の現状を把握し、学校と家庭、地域が連 携し、児童生徒一人ひとりが適切な食習慣を確立できるよう一層の啓発に努めていく。

検討会議委員からの主な意見

- 〇これからの時代を生きていくためには、基礎学力に加えて自ら考え探究する力が必要となるため、各学校における探究的な学びの充実を一層進めていた だきたい。
- 〇児童生徒が、1日3食を規則正しくとることの重要性について理解し、朝食を自ら作ることができるような力も育んでほしい。

基本日標 Ⅳ 自分の未来を創る力を育む

基本施策8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実

自己指導能力とは、自己受容と自己理解を基盤に、目標達成に向けて、自発的・自律的に自らの行動を決断し、実行する力のことです。

また、児童・生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・熊度を育成し、さらに将来において社会的に自己実 現できるような資質・熊度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。

児童生徒が、将来の自己実現(社会的自立)に向けて、自ら課題を発見し、その解決のための自己及び周囲にとって適切な行動を自ら考え、適切な自己選択と 自己決定を行いながら、様々な人々と協働し、責任をもって行動できる力を身に付けることができるよう、児童生徒の自己指導能力を育む児童・生徒指導の充 実を図っていきます。

推進指標 「あなたの学級では、学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか」 【の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合「全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕

L		Complete the second and a second and complete the complete the second and comp									
		基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値			
		(2019)									
	小6	36.0%	37.2%	37.0%				増加を目指す			
	中 3	35.3%	38.1%	38.0%							

① 学業指導の充実

- と成果
- ○取組状況 「学業指導の充実」を「令和4(2022)年度栃木県児童・生徒指導の基本方針」の努力点の一つとして掲げ、令和4(2022)年度児童・生徒指 導推進中央研修会において、県内全ての学校における取組の推進を促した。
 - 問題行動等未然防止プログラム事業を通じて、教師用指導資料「学業指導の充実に向けて」及び、令和4(2022)年3月に各学校に配布した、 学業指導の取組の点検等に関する教師用指導資料「サイクルで進める組織的な取組」を活用した校内研修会を実施した。
- ◇今後の 対応方法
- ◇ 各種研修会等を通じて、教師用指導資料「サイクルで進める組織的な取組」の周知・啓発に取り組むとともに、令和5(2023)年度は、県 内6校を対象に実施する「学業指導応援チーム派遣事業」を通じて、各学校における学業指導の取組の充実を図っていく。

② 教育相談・支援体制の充実

- と成果
- ○取組状況 | スクールカウンセラーを県内全ての公立小・中・義務教育学校及び県立高校 41 校へ配置し、不登校や問題行動の未然防止及び早期解決に 向けて教育相談体制の充実を図った。
 - 宇都宮市を除く全ての中学校区にスクールソーシャルワーカーを33人配置し、福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者に対する支援体 制の強化を図った。
 - 小学校及び義務教育学校(前期課程)の教育相談係主任を対象に支援体制充実研修を開催し、教育相談係の資質の向上及び各学校の支援体 制の充実を図った。

◇今後の

- ◇ 学校及び各地区の教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラー及びスーパーバイザーによる研修会等の取組を推進する。
- 対応方法 │ ◇ 学校が、福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者に対して、福祉機関等と連携し、きめ細かな支援を実施することができるよう、 スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実に努めていく。
 - ◇ 令和 5 (2023)年度は、中学校、義務教育学校(後期課程)、高等学校、特別支援学校の教育相談係主任を対象に支援体制充実研修を開催し、 各学校の支援体制の充実を図る。

基本施策9 社会に参画する力を育む教育の充実

公職選挙法の選挙権年齢が18歳以上に定められ、高等学校に在籍する生徒を含む18、19歳の若者が国や政治の重要な判断に加わることになりました。さら に、民法が改正され、令和4(2022)年度からは成年年齢が18歳以上に引き下げられました。

また、2015年の国連総会はSDGs(持続可能な開発目標)を採択し、2030年までの達成を目指しています。なお、SDGsの達成には、これまで推進してき たESD(持続可能な開発のための教育)が、重要な役割を担うと考えられています。

これらのことを踏まえ、社会を形成する一員として必要な判断力や実践力等を育み、よりよい世界の構築に向けて、主体的に社会に参画する力の育成を目 指します。

推進指標「様々な社会問題について、生徒が自分のこととして捉え、社会参画力を育むことを目標とする教育活動を計画・実施している高等学校の割 \triangle

Ц						
基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値
(2018)	(2020)	(2021)				
39.6%	46.4%	50.0%				85.0%

1 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進

- と成果
- ○取組状況 各種選挙において、いずれも若年層の投票率は低調な状況にあり、若年層に向けた選挙啓発の一層の充実が求められていることを踏ま え、令和4(2022)年度から実施された高校公民科「公共」の授業づくりを支援するとともに、高校生の選挙や政治への関心の向上と参加を 促すためオンラインセミナーを実施し、生徒の社会参画に対する意識の向上を図った。
- ◇今後の 対応方法
- ◇ 令和5(2023)年度、高校公民科「公共」は全ての高校で実施となる。社会に積極的に参画するために必要な資質・能力を育成するために、現 実社会の課題に関わる学習の充実を通して、主体的に社会参画する意欲や態度を育む授業づくりを推進する。

基本施策 10 キャリア教育・職業教育の充実

生産年齢人口の減少、情報化やグローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測 が困難な時代となっています。そのような中においては、児童生徒が学習を人生や社会と関連付けていくことが重要であることから、児童生徒の発達 の段階に合わせた体験活動等を取り入れながら、キャリア教育の充実を図ります。

また、高等学校では一人一人の勤労観、職業観を確立させるため、地域や産業界等と連携したインターンシップ等の職業体験活動の機会の充実を推 進し、特別支援学校では、児童生徒一人一人の生涯にわたる自立と社会参加を見据え、職業教育における個に応じた指導の充実と、きめ細かな就労支 援の推進を図ります。

推進指標	生徒一人一人が	:徒一人一人が主体的に学ぶ体験活動を取り入れたキャリア教育を推進している高等学校の割合									
	基準値	基準値 R3 (2021) R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025) 目標値									
	(2019)	(2019)									
	57.6%	43.1%	63.8%				100%				

① キャリア教育の充実

- と成果
- ○取組状況┃○ キャリア教育及び進路指導の充実を図るため、県立学校キャリア教育・進路指導連絡協議会を開催し、キャリア教育及び進路指導等に関 する情報を共有するとともに、諸問題に対する理解を深めた。また、教育課程研究協議会等において、キャリア・パスポートの活用促進を 図った。
 - インターンシップ推進事業を実施し、各校における職業体験活動の機会の充実を支援した。併せて、地域ごとに学校地域連絡会議を開催 し、各校の取組状況や活動内容等について情報を共有した。
 - 令和3(2021)年度に改訂した「とちぎの高校生『じぶん未来学』」を全県立学校で実施した。
 - 特別活動の担当指導主事を対象とした研修会の実施や学校訪問を通して、小・中学校及び義務教育学校におけるキャリア・パスポートの 活用など学級活動の充実を支援した。

◇今後の

- ↓◇ 県立学校キャリア教育・進路指導連絡協議会等の機会を捉え、インターンシップ等の職業体験活動の充実について各学校に周知する。
- 対応方法 ┃◇ キャリア形成支援事業等の実施により、生徒が自分の在り方や生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、キャリア教育及 び進路指導の更なる充実を図る。
 - ◇ 教員を対象とした「じぶん未来学研修会」の実施等を通して、プログラムの効果的な活用を推進する。

検討会議委員からの主な意見

- 〇主権者教育を充実させることにより、選挙の大切さについての理解を深め、自分が暮らしている地域の在り方や日本・世界の未来などを俯瞰して考える 力を育成してほしい。
- ○学校が保護者からの家庭環境に関する相談に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの活用促進を図ってほしい。

基本日標 V 豊かな学びを通して夢や志を育む

基本施策 11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実

グローバル化が進展する中で、子どもたちが主体性をもって生きていくには、国際感覚を磨き、国際的視野に立ちながら、郷土や我が国の伝統・文化等を尊 重し、それらを育んできた郷土や我が国を愛するとともに、他国の異なる文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する熊度を養うことが大切です。

そのため、郷土や我が国の自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会について、学校教育においては、地域社会と連携・協働しながら、各学校の特色を生かした 教科等横断的な視点で充実を図ります。社会教育においても、様々な体験や人との交流を通じて充実を図っていきます。

また、現在まで大切に守り伝えられてきた地域の文化財を次の世代に確実に継承するため、その価値を明らかにするとともに、県民が文化財に触れ、親し み、理解を深めることにより、ふるさとへの愛情と誇りをもてるよう、積極的な活用を図っていきます。

推進指標	フェイスブック	ェイスブック「体感!!とちぎの文化財」ページのコンテンツを見たユーザー数(累計)									
	基準値	基準値 R3 (2021) R4 (2022) R5 (2023) R6 (2024) R7 (2025) 目標値									
	(2019)										
	1,200,939件	, 200, 939件 1, 961, 350件 2, 367, 310件 3, 511, 000件									

① ふるさととちぎを学ぶ機会の充実

- ○取組状況 小・中・義務教育学校では、多様な視点からふるさと"とちぎ"を学ぶことができるよう、「とちぎふるさと学習」資料集(デジタル ブック版)を作成し、ホームページの活用を促進することにより、ふるさとへの理解の充実を図った。 と成果
- ◇今後の |◇ 小・中・義務教育学校では、より閲覧しやすく活用しやすいものとなるよう「とちぎふるさと学習」ホームページのリニューアルを図る。 【◇ 令和 5 (2023)年度は県誕生 150 年となることから、ふるさと学習関係資料等の情報をまとめた「とちぎ学びのパスポート」を活用し、児童 対応方法 生徒がふるさと"とちぎ"を知り、学ぶことができるよう取組を推進していく。

基本施策 12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実

社会が急激に国際化・情報化するに伴い、現代社会における諸課題も高度化・複雑化しています。これらに対応するために、他者と協働する力、最先端の知 識・技能、国際的な視野及びチャレンジ精神を兼ね備えた人材の育成が必要とされています。

そのため、児童生徒の興味や関心を広げ、学ぶ意欲を高めるとともに、自分の未来を描くきっかけとするため、小・中学校段階から様々な分野において、専 門性の高い技術等に触れる学習機会の提供を図ります。

高等学校においては、大学をはじめとした研究機関等と連携して高度な学びの機会を提供し、学問への理解を深める教育や、地域や産業界等と連携して実 践的・体験的な学習活動を充実させ、地域産業を担う人材を育成する教育の充実を図ります。

また、留学支援や、世界で活躍する人物や海外経験のある生徒の経験を共有する場の充実を図り、グローバル社会において必要とされる資質能力の育成を 目指します。

推進指標	留学や海外との	留学や海外とのオンラインを通じた交流や研修等を実施した高等学校の割合									
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値				
	(2019)										
	33.9%	20.3%	29.3%				65.0%				
① 高度な学) 高度な学びの機会の充実										
○取組状況	取組状況 〇 グローバル人材育成事業の実施(県立学校オンライン海外研修支援事業、県立学校短期留学支援事業、高校生短期留学プログラム支援										

- と成果 事業)により、国際的な視野から物事を考える力の育成を図った。
 - 「とちぎ子どもの未来創造大学」事業の実施により、高等教育機関や企業等と連携した「本物」体験講座を提供した。

(108講座、延べ人数1,544人)

- ◇今後の 対応方法
- |◇ 各種研究会や協議会等において、上記事業の周知に取り組み、高度な知識・技能に触れる学習機会や、広い世界に触れる海外留学への積極 的参加を促す。
- |◇ より多くの高度な学びの機会を提供するために、特に民間企業や県の研究機関等の多様な機関との協力体制を構築し、新規講座の開設を進 めていく。

基本施策13 県民一人一人の生涯学習への支援

社会の変化に対応しながら、健康で生きがいのある生活を送るためには、私たち一人一人が生涯にわたって自ら学習し、自己実現を図るとともに、他者と連 携・協働しながら主体的に社会に参画していくことが求められています。

そのため、「栃木県生涯学習推進計画(六期計画)」において、「学び、つながり、活躍できる人づくり」を基本目標とし、生涯学習を推進する基盤づくり に取り組むとともに、生涯にわたる学びの機会の充実や学びを生かした地域づくりの促進等に取り組み、県民一人一人の生涯学習活動の支援に努めていきま

推進指標	とちぎ県民カレ	ちぎ県民カレッジ年間受講者数(累計)									
	基準値	基準値 R3(2021) R4(2022) R5(2023) R6(2024) R7(2025) 目標値									
	(2019)										
	74,229人	29,918人	70,039人				420,000人				

① 生涯学習推進の基盤づくり

- ○取組状況 | 生涯学習推進計画(六期計画)に基づき、庁内各課室の243事業を関連事業に位置付け、全庁的に生涯学習推進体制を推進した。 と成果 ○ 「とちぎ県民カレッジ」において、延べ77機関から1,527講座が登録され、年間40,121人が受講した。
 - 4つの県立青少年教育施設において、施設の自然や特色を生かし、体験活動や交流活動等、様々な学習機会を提供した。

◇今後の 対応方法

- 「生涯にわたる学びによる人づくり」と「ライフステージに応じた学習機会の提供」を目指した生涯学習の推進を全庁的に働きかける。
- ◇ ICTを活用した生涯学習を推進するとともに、社会教育主事有資格者の養成及び資質向上に向けた研修を実施する。
- ◇ 新青少年教育施設の整備において県が事業者との協議・調整等を行い、令和6(2024)年4月の開所に向けた取組を進めていく。

基本施策 14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進

本県の競技スポーツ選手がオリンピック・パラリンピックなどの国際大会や国内大会で活躍する姿は、多くの県民に感動や希望を与え、子どもたちに大き な夢を与えます。また、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会等の大規模大会の開催は、人と人との絆を深め、地域の活性化につながります。

|本県では、令和4(2022)年に開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」・第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」(以下 「両大会」という。)を好機と捉え、選手の発掘・育成・強化など競技力の向上を図るとともに、スポーツ環境の整備を進めます。

さらに、全国大会等の大規模大会の招致やスポーツ関係団体と連携したスポーツイベントの充実等により、両大会の開催による有形・無形のレガシー(遺 産)を継承することで、「する」「みる」「ささえる」といったスポーツと関わる多様な機会の充実を図り、「スポーツで人生を豊かにする"とちぎ"」の実 現を目指します。

推進指標	国民体育大会で	国民体育大会での天皇杯・皇后杯の順位									
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値				
	(2019)										
天皇杯	18位	三重大会中止	2位				2022年は天皇杯・皇后杯を獲得し、その後				
皇后杯	26位		2位				も19位以内を維持する				
推進指標	成人の週1日以	成人の週1日以上のスポーツ活動実施率〔栃木県政世論調査〕									
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値				
	53.5%	52.0%	55.7%				65% (国の目標)				

① 本県選手の競技力の向上

- と成果
- ○取組状況 | 令和4(2022)年に本県で開催した「いちご一会とちぎ国体」に向けて、「栃木県競技力向上基本計画」に基づき競技力向上事業を展開し た。令和4(2022)年度は、基本計画における「完成期」3年目となることから、ターゲットエイジ対策をはじめ有望選手・チーム強化支援 などにより、選手強化に取り組んだ。
 - 即戦力となるスポーツ専門員を新たに16名確保し56名に増員して、競技力向上を図った。
- ◇今後の 対応方法
- ◆ 令和5(2023)年3月に改定した「栃木県競技力向上基本計画」に基づき、次世代アスリートの発掘・育成・強化を計画的に進めるとともに、 スポーツ指導員配置事業などによる指導者の養成・資質向上等に力を入れることで、着実に選手強化を図っていく。
- ◇ さらに、とちぎスポーツ医科学センターを活用し、少年種別やトップチームの選手等への医科学サポートを充実させ、競技力向上を図って いく。

② 大会の開	② 大会の開催によるレガシー(遺産)の継承								
○取組状況	○ 国体等のレガシーを継承し、スポーツを活用した地域活性化、地方創生に取り組むため、今後の取組の方向性を示す「とちぎスポーツの								
と成果	活用による地域活性化推進戦略」を策定した。								
◇今後の	◇ 令和4(2022)年度中に策定した同戦略に基づき、大規模大会やスポーツイベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進を図っていくこと								
対応方法	により、スポーツの更なる振興につなげていくとともに、スポーツを活用した地域活性化等にも取り組んでいく。								
	このほか、県民がスポーツに参加する機会を確保するため、総合スポーツゾーンなど国体等を契機に整備された施設を活用したスポーツイ								
	ベントの開催などに努めていく。								

検討会議委員からの主な意見

- 〇栃木県には自然と都市がバランス良く存在している。児童生徒が将来「栃木に生まれて良かった」と思えるような教育をお願いしたい。
- 〇日常的な生活や学習の枠組みを超えて各界の最前線に触れるという体験は、児童生徒の夢や志に大きな働きかけをするという点で意義深い。大学や研究機関、事業団体などが公募しているものも増えているので、積極的に連携を進めてほしい。

基本日標 Ⅵ 教育の基盤を整える

基本施策 15 学校教育の情報化の推進

学習指導要領(平成29・30年告示)において、「情報活用能力」(情報モラルを含む。)が学習の基盤となる資質・能力の一つとして初めて規定されました。 また、GIGAスクール構想による、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備によって、これまでの学校教育の実践とICTや先端 技術を効果的に組み合わせた、新しい時代の学校教育を実現する必要があります。

- 児童生徒の「情報活用能力」の育成を図る手段としてICTを活用することは有効であるため、ICTを活用するために必要な学校のコンピュータや情報 通信ネットワークなどの環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実が図れるよう教員のICT活用指導力の向上に努め、多様な子ども たちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びの実現を目指します。

推准指標

┃┃CT活用指導力チェックリストの「授業にICTを活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」もしくは「ややでき る」と回答した教員の割合

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)]

基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値
(2019)	(2020)	(2021)				100% (2022年度までに90%以上)
72.0%	71.8%	75.7%				100/0(2022年度までに90%以上)

① 教員の I C T 活用指導力の向上

- と成果
- ○取組状況 教職経験年数に応じた研修にICT活用の内容を盛り込んだり、情報リーダー育成研修を新たに設定したりするなど、研修を充実させ ることで教員のICT活用指導力の向上を図った。
 - ICT機器が身近なものとなり、ICT活用研修が充実したことで、教員のICT活用指導力は上昇した。その一方で、学校間格差や 個人格差が広がっているため、大幅な上昇には至らなかった。
- ◇今後の 対応方法
- |◇ 教員一人ひとりの目的や力量に応じて選択できる「ICT活用研修」について、内容を幅広く充実させることで、教員のICT活用指 導力の更なる向上を図る。
- |◇ 「とちぎ教育ⅠCTポータルサイト」において、先進的な実践事例を掲載するなどコンテンツを充実させることで、教員のICT活用 指導力の更なる向上を図る。

② ICT環境の充実

- と成果
- 取組状況 | GIGAスクール運営支援センターを継続し、コールセンターによる電話相談やICT支援員による訪問支援を行うことで、ICT教育の 推進を図った。
 - 県立学校において通信速度の調査を行い、ネットワーク機器の設定を変更することで通信環境の改善を行った。
 - 教員が使用する校務用端末を更新し、校務処理や教材作成等の業務をスムーズに行える環境を整備した。

◇今後の 対応方法

- |◇ 無線LANアクセスポイントの増設や機器の更新等を行い、校内のあらゆる学習場面でタブレット端末が活用できる通信環境を整備すること で、ICT教育の更なる推進を図る。
- |◇ 専門学科において、高性能PCや各業界で使用されるソフトウェア等を導入し、最新技術を習得できる環境を整備することで、卒業後に現 場で即戦力として活躍できる人材の育成を図る。

基本施策 16 教員の資質・能力の向上

学校が取り組むべき今日的な課題は、年々高度化・複雑化しており、状況に応じた組織的な対応が求められています。一方で、教員の大量退職時代を迎え、 学校で指導的立場を担うベテラン教員の退職、採用者数の増加に伴い、ミドルリーダーの育成や若手教員の資質・能力の向上が、総合的かつ組織的に取り組む べき喫緊の課題となっています。

そのため、教員の養成・採用・研修に一体的に取り組むことにより、教員一人一人の自覚、使命感の高揚と資質・能力の向上に努めていきます。

推准指煙

「具総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合 「受講者振り返りシート」

基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値
(2019)						
79.2%	80.0%	80.6%				毎年度80%を上回る

① 教員のキャリアステージに応じた研修の充実

と成果

- 取 組 状 況 |○ 「栃木県教員育成指標」を踏まえ、教職経験年数に応じた研修の改善・充実を通して、教員としての基礎的な知識の理解、実践的指導力 の向上を図った。
 - 教職経験年数に応じた研修における教科別分科会では、ICT活用に関する研修を充実させ、教職員の実践的指導力の向上を図った。
 - 教職経験年数に応じた研修や職位に応じた研修において、危機管理に関する研修を段階的に実施し、教員の指導力の向上を図った。
 - 教職2年目研修の1日をオンライン(同時双方向型)、中堅教諭等資質向上研修の半日をオンライン(オンデマンド型)、半日をオンライ ン(同時双方向型)、教職20年目研修の1日をオンライン(オンデマンド型)で実施し、受講者の移動時間の負担を軽減した。

◇今後の 対応方法

- ◇ 「栃木県教員育成指標」、「栃木県教員研修計画」を踏まえ、研修の改善・充実に努めるとともに、教員としての基礎的な知識の理解、実践 的指導力の向上を図る。
- |◇ 教職経験年数に応じた研修について、教員研修プラットフォームの活用やオンライン研修の在り方を検討し、研修の充実・改善に努め、教 員の指導力の向上を図る。
- |◇ 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を踏まえ、経験年数に応じた研修や各専門研修について、受講時期や内容の見直し・改善に努め、 教員の指導力の向上を図る。
- |◇ とちぎの教育未来塾では、受講者のニーズを踏まえ、研修内容・方法の工夫に努めるとともに、オンライン(同時双方向型)による開催日 を増やし、受講者が受講しやすい環境を作る。

基本施策 17 学校運営体制の充実

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く課題は、より複雑化・困難化しています。また、子どもたちが予測困難な未来を主体的に生き、社会の形 成に参画する上で必要となる資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められており、新たに指導すべき内容、取り組むべき課題等も生まれてい ます。

教員が心身の健康を保ちながら、様々な課題に的確に対応しつつ、子どもたちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせていくためには、限られた 時間の中で子どもたちと向き合う時間を十分に確保する必要があります。

そこで、教員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校における働き方改革を推進するとともに、きめ細かな指導を可能とする指導体制の充実を図りま

さらに、教職員の保健管理の充実に努め、全ての教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら教育の質を高めていけるよう支援していきます。

推進指標	少人数学級及び	少人数指導の成り	果として、きめ糺	田かな指導につな	がった旨の回答	をした小・中・郭	養務教育学校の割合
	〔少人数学級実	施状況調査、少	人数指導の実態に	[関する調査]			
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値
	(2019)						
少人数学級	94.9%	95.8%	96.3%				毎年度95%を上回る
少人数指導	97.7%	97.6%	97.6%				
推進指標	「業務改善によ	り、教材研究や技	受業準備、児童・	生徒指導に充て	る時間が増加し	た」と回答した仏	公立学校教員の割合
	〔「学校におけ	る働き方改革推済	世プラン」に基っ	づく実態調査〕			
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値
	(2019)						
	24.3%	31.8%	29.0%				50%以上
推進指標	公立学校教員の	1か月当たりの町	寺間外勤務時間(在校等時間からタ	条例で定める勤務	ら時間等を減じた	各月の合計時間の平均)
	〔「学校におけ	る働き方改革推済	世プラン」に基っ	づく実態調査〕			
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値
	(2019)						
	49.5時間	48.0時間	49.5時間				45時間以下
① 学校の場	道体制の充宝			•	•		

(1) 字校の指導体制の充実

- と成果
- ○取組状況 指導困難な状況の見られる小・中学校及び義務教育学校への非常勤講師の配置(スマイルプロジェクト)により、きめ細かな指導体制の 充実に努めた。
 - 義務教育全学年での 35 人以下学級(いきいきプロジェクト)の実施により、学力の向上と児童生徒一人一人のよさや可能性を引き出す きめ細かな指導体制の実現に向けて取り組んだ。

	○ 学力向上推進リーダーや学力向上実践加配の配置(かがやきプロジェクト)により、学力向上に向けた指導の体制整備の充実を図った。
◇今後の	◇ 緊急度・必要度の高い学級や学校への適正かつ効果的な配置を推進する。
対応方法	◇ 児童生徒の多様な教育的ニーズへの支援と学習指導の更なる充実を目指した 35 人以下学級を継続させる。
	◇ 学力向上に向けた事業の継続的な検証、改善を図り、更なる指導体制の充実を目指す。
② 学校にお	ける働き方改革の推進
○取組状況	○ 「学校における働き方改革推進プラン(第2期)」初年度の取組として、県内各公立学校における主体的な業務改善の取組を促進するために
と成果	全校長を対象とした業務改善マネジメント研修を実施した。
	○ 県内公立学校の中から抽出したモデル校(20校)の管理職を対象とする業務改善推進者研修を実施し、その成果を県教育委員会ホームペー
	ジに掲載して広く普及を図ることで、県内各学校における業務改善を推進した。
	○ 新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度に行われなかった学校行事や部活動が再開され、その業務が増加したこともあるため、前年度よ
	りも「「業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した」と回答した公立学校教員の割合」は若干減少し、
	たが、「公立学校教員の1か月当たりの時間外勤務時間」は若干増加した。
◇今後の	◇ 全校長対象の業務改善マネジメント研修の実施や、モデル校における実践とその成果の普及を一層充実させるとともに、管理職による勤務

時間の適正な管理と、教職員一人一人が、限られた時間の中で学習指導や児童・生徒指導等本来業務に効率よく取り組むことができるよう支

◇ 「学校における働き方改革推進プラン(第2期)」の中間目標(1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教員の割合を令和6(2024)年度までに0%にする)達成に向けて、業務改善の更なる推進を図るとともに、教員業務支援員、部活動指導員等の外部人材の配置拡充を行うな

対応方法

援する。

ど環境の整備に努める。

基本施策 18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

次代を担う子どもたちには、変化の激しい時代に対応するため、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら課題を解決する力が求められています。このような力は学校だけで育まれるものではなく、家庭における教育はもちろんのこと、地域の多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれていきます。

社会全体で子どもたちを育てる取組は、大人の学びや地域の活性化にもつながることから、今後は、学校と地域が連携・協働するための体制整備を支援するとともに、子どもの生きる力を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指す「ふれあい学習」の取組の充実を図ります。

推進指標	小・中・義務教	、・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率〔コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(文部科学省)〕										
	基準値	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	目標値					
	65.0%	64.3%	66.4%				80%を上回る					

① 学校と地域の連携・協働の推進

- 頑張る学校・地域!応援プロジェクト事業の成果や好事例等をハンドブックにまとめ、学校、公民館等に配布した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により各学校における地域との連携・協働の活動が制限されたため、地域学校協働本部のカバー率の伸びが見られなかった。

◇今後の◇ 対応方法

と成果

- ◇ 研修を通して教職員や地域コーディネーターの資質向上を図るとともに、ハンドブックを活用しながら、学校と地域が連携・協働した活動の支援を行う。
- ◇ 地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターを養成し、地域学校協働活動の充実を図る。

基本施策 19 魅力ある県立高校づくりの推進

社会が急速に変化を続け、将来の予測が困難な時代において、高等学校においては、主体的に社会に参画し、多様な人々と協働しながら、幅広い視野と柔軟な発想で新たな価値を創造し、持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが求められています。

各学校では、地域における自校の役割を踏まえ、育成すべき生徒の姿や資質・能力を明確にし、その実現のため、地域との協働の下、社会に開かれた教育課程や探究的な学習活動、特別活動等を創意工夫し、特色ある教育活動を進めます。

また、引き続き、国の教育改革の動向や社会のニーズを見極めながら、新たな教育システムや国、県の支援事業の導入等により、今後とも時代や社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めます。

○取組状法	兄〇	第二期県立高校再編計画に基づき、宇中女高を男女共学化、足高と足女高を統合・男女共学化、黒南高総合学科に福祉系列を導入した。
と成果	0	高校再編県民フォーラムを開催(県内7か所)し、今後の望ましい県立高校の在り方について意見を聴取した。

対応方法 │◇ 高校教育を取り巻く社会環境の変化に対応し、魅力と活力ある学校づくりを推進するため、第三期県立高等学校再編計画を策定する。

基本施策 20 学校施設・設備の整備

県立学校における校舎・体育館等の施設や職業系高校の実験実習用機器等の産業教育設備については、児童生徒等の安全・安心な学習環境を確保するため、 計画的な改修や更新等を行っていきます。

公立小・中・義務教育学校の施設についても、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保するため、市町に対して積極的な取組を働きかけ、施設の整備を促進していきます。

① 県立学校施設・設備の整備

○取組状況	○ 安全・安心な学習環境を確保するため「県立学校施設長寿命化保全計画(第Ⅱ期中期計画:R4~R8)」に基づき、学校施設の計画的
と成果	な改修を進め、令和 4 (2022) 年度は 24 校 28 棟の改修工事を実施した。
	○ 職業系高校などの実験実習設備について、令和4(2022)年度においては、8校6品目を整備・更新した。

◇今後の 対応方法

- ◇ 令和5(2023)年度以降も学校施設の長寿命化対策を計画的に推進するとともに、トイレの洋式化などに引き続き取り組んでいく。
- ↓ 実験実習設備については、職業系高校などの実情に即し、整備・更新していく。

検討会議委員からの主な意見

- OPTA活動は、学校と保護者が連携・協働することにより、双方の信頼関係の構築につながっている。教員の働き方改革や保護者の負担感にも配慮しつ つ、コロナ後のPTA活動の在り方について、検討してほしい。
- 〇部活動の負担感が重いと聞いている。部活動の地域移行について検討しているところであると聞いているが、地域移行を進めるには、学校単位で参加する 部活動の枠組みを見直す必要がある。高等学校における部活動の負担感についても情報収集し、対応を検討してほしい。

Ⅲ 教育委員会の活動状況について

1 会議等の運営及び開催状況等

教育委員会会議については、原則として毎月第1火曜日に「定例会」、また、必要に応じて「臨時会」を開催している。このほか、施策の勉強や事前協議等のため、適宜、「教育委員協議会」を開催している。

令和4(2022)年度の開催回数は、次のとおりである。

【会議の開催状況】

○定例会 ……12回

○臨時会 ……… 1回

○協議会 ……12回 〔合計25回開催〕

2 会議の内容

定例会、臨時会及び協議会において、総件数144件におよぶ議案等の審議等を行った。

会議は原則公開になるが、人事に関する議案を審議する場合等では、出席委員の3分の2以上の多数をもって、非公開の会議とする場合がある。

なお、定例会、臨時会及び協議会において審議された内容別の件数は、次のとおりである。

総件数	144件
【内訳】	
○議案	56件
「・教育行政の運営に関する基本方針に関すること	12件]
・人事、服務に関すること	17件
・条例、規則等の制定、改廃に関すること	18件
・学校教育に関すること	6件
・文化財保護に関すること	1件
し・表彰に関すること	2件 」
○報告	47件
○協議等	41件

3 会議以外の活動状況

教育委員は、会議以外に、総合教育会議、関係機関等との意見交換、創立記念式典等への参列などの各種活動を行っている。

- (1)総合教育会議・・・・・・・・2回 知事が招集する栃木県総合教育会議に出席し、とちぎの未来の教育について、協議等を行った。
- (2) 関東地区協議会、関係機関等との意見交換会等・・・5回 教育行政に関する情報交換や諸問題等を協議するため、全国及び1都9県教育委員会協議会への出席のほか、関係機関等との意見交換会を実施した。

【主な行事】

- 令和 4 (2022) 年 5 月 13 日 (金) 1 都 9 県教育委員会全委員教育委員協議会 (Web 開催)
- ○令和4(2022)年7月11日(月) 全国都道府県教育委員会連合会総会(Web開催)
- 令和 4 (2022) 年 9 月 1 日 (木) 1 都 9 県教育委員会教育委員協議会 (Web 開催)
- ○今和 5 (2023) 年 1 月 20 日 (金) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会 (Web開催)
- ○令和5(2023)年1月30日(月)全国都道府県教育委員会連合会第2回総会(東京都千代田区)
- (3) 学校訪問・・・・・・2 箇所

学校現場の状況を把握するため、学校等を訪問し、授業や施設等の視察のほか、教職員との意見交換を実施した。

【訪問先】

- ○令和4(2022)年7月13日(水) 鹿沼東高等学校
- ○令和4(2022)年7月14日(木) 学悠館高等学校
- (4) 創立記念式典・・・10 回 県立学校における創立記念式典に参列した。
- (5) 各種行事、大会・・・5回 教育委員会主催の表彰をはじめ、各種行事に参加した。

【主な行事】

- ○令和4(2022)年7月29日(金) ふれあい活動高校生のつどい(Web開催)
- ○令和4(2022)年10月18日(火)とちぎ教育賞表彰式(県公館)
- ○令和4(2022)年10月25日(火)学校教育支援ボランティア感謝状贈呈式(県公館)
- ○令和 4 (2022) 年10月25日(火) 教育功労者等表彰式(県公館)
- ○令和 5 (2023) 年 1 月 27日(金) 及び28日(土) 県教育研究発表大会(Web開催)

(6) 研修会等・・・1回

今日的な教育課題や職務遂行に必要な知識等について理解を深めるため、研修会等を実施した。

(7) 関係機関会議

教育委員が次の関係機関の委員等に就任している。 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会、県共同募金会、県私立学校審議会等

4 教育委員一覧(R5(2023).3.31 現在)

職名	氏 名		
教育長	阿久澤 真理		
委員(教育長職務代行者)	陣内 雄次		
委 員	板橋 信行		
委 員	鈴木 純美子		
委員	金子 達也		
委員	永島 朋子		

「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動 うちの子・よその子・栃木の子、みんなで育てて明るい未来

